

土方成美著

〔日本統制經濟全集〕  
第七卷

# 統制經濟政治機構

改造社版

昭和八年七月廿日印刷  
昭和八年七月廿四日發行

版權



發兌

東京市芝區新橋  
七丁目十二番地

改

造

社

振替口座東京八四〇二番  
電話芝(43)

二二二二一  
二二二二一  
二二二二一  
二二二二一  
二二二二一  
二二二二一  
二二二二一  
二二二二一  
二二二二一  
二二二二一

日本統制經濟全集第七卷  
統制經濟政治機構  
定價金壹圓貳拾錢

著者 土方成美

發行者 山本三生

東京市芝區新橋七丁目十二番地

印刷者 早坂善太郎

東京市牛込區櫻町七丁目

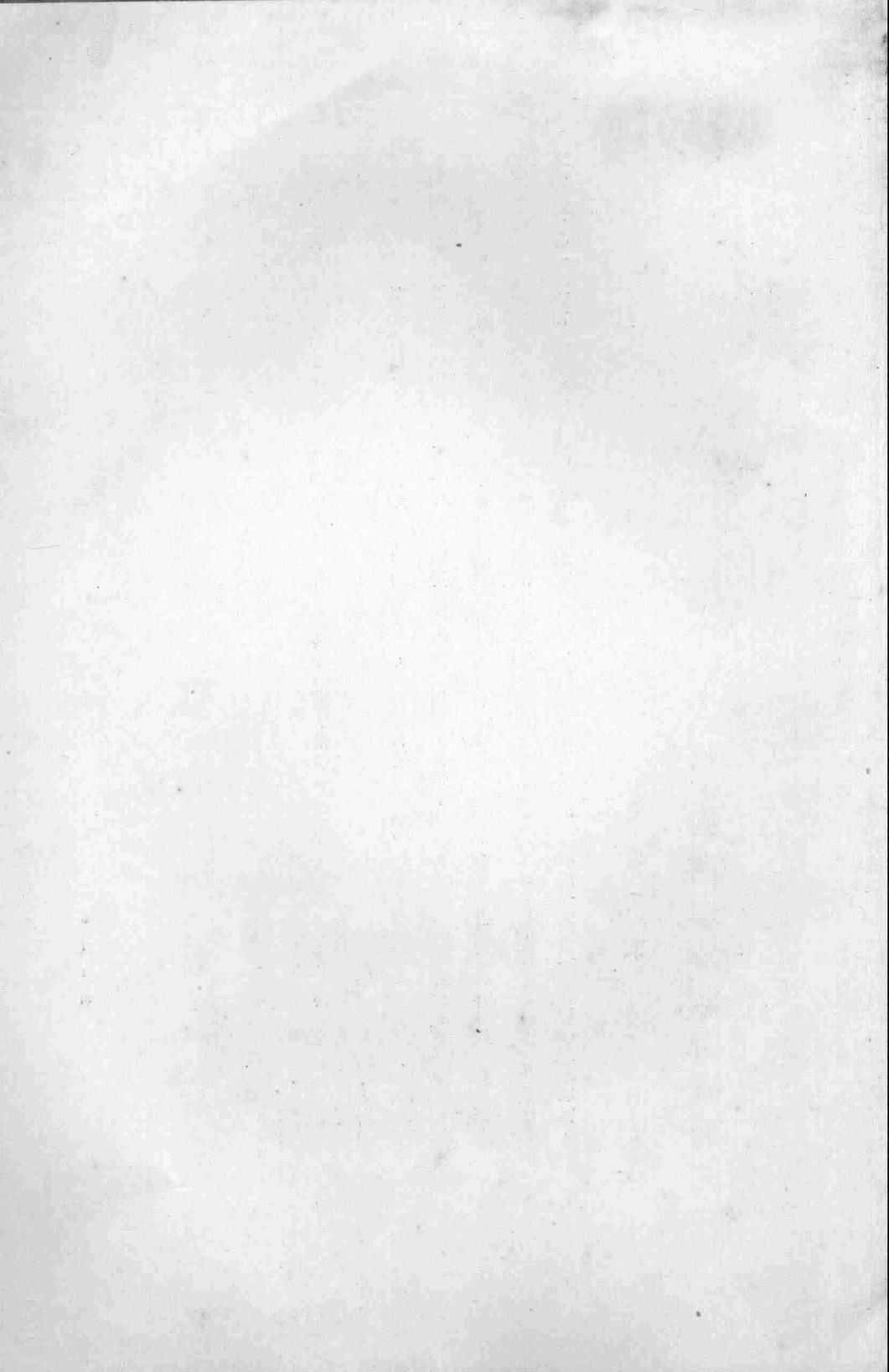
(兩角製本)

日清印刷株式會社印刷

## はしがき

私は本書の讀者に對して先づ御詫びをしなければならない。本書の執筆を御引き受けして以來、一身上、多忙な事情が出現して、到底自分で全部の執筆が不可能である事が明瞭となつたため、有機的國家觀並に統制經濟獨逸、露亞亞に於ける機構は法學士長守善氏を煩はした。私の執筆した部分は、第一章の政治と經濟、並に、伊太利の統制經濟機構のみで全書籍中の小部分である。しかし、長君は人も知る篤學の士であり、其の叙述に就て私自身が責任をとるは勿論、充分の信賴の置けるものである事は信じて疑はない。否私自身が執筆した部分もよい結果を得たと信ずる。

右のやうな事情で最初に叙述せんとした計畫も幾多の變更を加へなければならぬやうになつた。讀者の諒解を乞ふ。



# 統制經濟政治機構 目次

## 上 篇

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第一章 政治と經濟……………         | 九  |
| 第二章 有機的世界觀の擡頭……………     | 二九 |
| 第一節 ファシヨ運動及共產主義運動…………… | 二九 |
| 第一項 ファシズム運動……………       | 二九 |
| 第二項 共產主義運動……………        | 三九 |
| 第三項 ナチス運動……………         | 四六 |
| 第二節 有機的社會觀……………        | 五一 |
| 第一項 ファシズム……………         | 五一 |
| 第二項 ボルシェヴィズム……………      | 五七 |
| 第三項 ナチス……………           | 六四 |

## 下 篇

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 第一章 | イタリヤ         | 七  |
| 第一節 | ファシスタ黨の組織    | 七  |
| 第二節 | ファシズムの政治組織   | 七  |
| 第三節 | ファシズムの經濟組織   | 六  |
| 第二項 | 協同組合經濟理論     | 六  |
| 第二項 | ファシズムの經濟統制機構 | 九  |
| 第二章 | ドイツ          | 一〇 |
| 第一節 | 聯邦經濟會議の起源    | 一〇 |
| 第一項 | 職能代表思想       | 一〇 |
| 第二項 | 會議制度         | 一三 |
| 第三項 | 計畫經濟案        | 一三 |
| 第二節 | 聯邦經濟會議の法的性質  | 一四 |
| 第三節 | 假聯邦經濟會議      | 一五 |

|     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| 第一項 | 假聯邦經濟會議の成立          | 一五一 |
| 第二項 | 假聯邦經濟會議の組織          | 一五六 |
| 第三項 | 假聯邦經濟會議の機關          | 一六五 |
| 第四項 | 假聯邦經濟會議の權限          | 一六九 |
| 第四節 | 假聯邦經濟會議の實跡及變遷       | 一七一 |
| 第五節 | 聯盟經濟會議の將來           | 一九六 |
| 第三章 | ロシヤ                 | 二〇四 |
| 第一節 | 會議制度                | 二〇四 |
| 第一項 | ボルシエヴィズムと會議制度       | 二〇四 |
| 第二項 | 會議制度とマルクシズム         | 二一〇 |
| 第三項 | 會議制度とサンヂカリズムとアナアキズム | 二一八 |
| 第四項 | 一九〇五年の經驗            | 二三三 |
| 第二節 | ソヴェート・ロシヤの政治形態      | 二三五 |
| 第三節 | ソヴェート經濟政策の變遷        | 二四四 |
| 第四節 | ソヴェート經濟組織の沿革        | 二五三 |

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 第一項 | 戰時共產主義時代     | 二五 |
| 第二項 | 新經濟政策時代      | 二五 |
| 第三項 | 新々經濟政策時代     | 二七 |
| 第五節 | 現經濟統制組織      | 二七 |
| 第一項 | 概 觀          | 二七 |
| 第二項 | 最高國民經濟會議     | 二八 |
| 第三項 | 國家計畫委員會      | 三〇 |
| 第六節 | ソヴェート計畫經濟の難點 | 三一 |



上

篇



## 第一章 政治と經濟

個人の生活に於ても強い衝動に根ざす各種の欲望を適當に制限調和して、生活の存續發展をはかるために、欲望、衝動以外に立つて之を統制する精神を必要とする。社會生活に於ても、各個人各階級の經濟上の要求を調和してその存續發展をはかるためには社會に作用する各種の暴力の使用を統制して之に規律を與へ、而かも亦此力の發動を一所に集中する事が必要である。かくの如き物質的な力の發動を伴ふ、權力を中心とした社會結合を一應國家と云ふ事が出来るであらう。如何なる自由放任主義の國家と雖も、法律を制定して個人の活動を規律統制し、之に服せざるものに對しては物質的な力の行使をもつて制裁を加へなければならない。

尤もかくの如き力が單なる力として作用する限りそれは一つの暴力であると云へよう。しかし此の暴力が一時的なる存在に止まらずして或程度の永續を期する限りは、それは又實に暴力の使用を一定の規律に服せしめなければならぬ。かくの如き力の使用に對して規律を與へるものは又實に、精神でなければならぬ。實際各個の個人に於て各種の衝動欲求を統制して生活を実現する精神の存在する如く、一つの時代一つの社會に於て客觀的精神とも云ふべきものゝ存在することは否定する事が出来ない。かくの如き客觀的精神と雖も、もとより個人なくして、個人の外に存在する一つの實質ではないけれども個人精神の單なる機械的集積ではない。客觀的精神は個人精神の自由なる發動によつて斷えず新に作られ作りかへられるところのものである。精神が何であるかを一言

にして定義することは困難、否恐らく不可能であらうが、吾人の生活をして生活を超越せしめんとするところのもの、生活を統制するところのものであるとも云へよう。今此の何が精神であるかの困難なる問題を解決することは私の任でないが、宗教的信仰人生觀世界觀等皆實に精神の作用に外ならぬと思ふ。兎にも角にもかくの如き精神の存在に就ては何人も之を疑ふ事を得ないであらう。

客觀的精神なるものを實例について云へば、例へば日本精神、ルイ十五世時代の建築に於けるロココ精神、アメリカ建國の精神と云ふが如きが夫れである。國家の權力がかくの如き或時代或社會の客觀的精神の基礎に立つ場合に於てその權力は安固であり、又かくの如き客觀的精神がたえず自由なる個人精神の作用によつて新に作られて行く社會に於て進歩發展を見る事が出来る。精神は不斷の流動であるとも云へよう。

中世に於ける宗教的信仰が社會を支配した時代は暫く措いて問はず近代中央集權國家は、強固な中央權力を中心としてその安定を維持することが出来た。近代中央集權國家は、中世以來成立して來た權力者の權威を受けつぎ羅馬法以來殘存してゐた所有權の觀念を加へて絶對主權の觀念を打ちたてた。權威とはヤスパースによると相互信認の形式である。

しかし現實國家の權力はそれが固定して個人の意思の發展を阻止するに到るや、やがて社會そのものの死滅衰頹を招くか、然らざれば新しい勢力の反抗を導いて社會結合そのものを破壊するに到る。中央集權國家は世襲的な身分階級に固定して新しい發展の活力を失はんとした時、新に目醒め來つた新興ブルジョアジー市民階級の反抗に會つた。茲に中央集權國家の強い壓力に對して個人主義自由主義が目醒めて來た。

抑々個人主義が如何にして發展し來つたかを茲に検討する邊もなければ、又其の必要もないであらう。歐洲に於ては、基督教が個人主義、社會、其他全體に對して個人自身に價値を認めると云ふ意味の個人主義の發達に著しい貢獻をした事は争はれない。即ちすべての個人が一人々々神の審判の前に立つと云ふ思想は自らにして個人自身に價値を置く個人主義の發達を導くものと考へられる。更に封建時代に於ける戰爭狀態は、弱者をして強者の下に集つて自己の生命身體の安全をはかる必要に迫らしめた。強者は弱者に對する責任を感じると共に自己自身に價値を認め、他人をして自己を尊敬せしめなければならなかつた。又弱者は自己を保護する強者に對する責任を意識することによつて、漸次自己に價値を認めるに到る等の經路を経て個人主義が漸次發達し來つたとも見ることが出来るであらう。

殊に都市の發達、都市に於ける富の集積が又、自己が何ものであると個人の自覺を促した影響を無視する事の出来ないのは勿論である。

兎にも角にも中央集權國家に於ては政治が經濟に對して優越なる地位に立つてゐたが、新に「自由にして平等」なる人間の意識に目醒めて來た新興ブルジョアジーは、中央集權國家の繁瑣なる制限束縛を脱して自ら自由の天地に活躍して只管物質的生活の向上に精進せんとした。茲に於てか國家の力をもつても如何ともする事の出來ない「自然の秩序の存在」を力説した。人類は此の自然の秩序を放恣に變更する事を許されるものではなく、此自然の秩序を「理性」によつて發見する事に努めなければならない。かくして、自由主義は自然法的世界觀に立脚し、

極力國家の干涉束縛を排除せんと努めた。

經濟に於ても行政權力をもつてしては、如何ともなし難き經濟上の「自然法則」が作用し、國家は出來得る限り、此經濟上の自然法則の作用、經濟の自律を阻害せざるをもつて得策とすると主張した。従つて、經濟上に於ける國家の干涉、國家の職能を出來得る限り狭小なる範圍に限定することをもつて理想とし、經濟上に於ける自由放任學說を主張した。

今重農學派の影響の下に立つアダム・スミスの學說の根本的な點を見るに、何れも此自然法的世界觀に立脚するものを見る事が出来る。

アダム・スミス以來の英吉利正統學派の學說に於ける特徴的なものは、自然的分業論、自由放任說、私有財産論、勞働價值說等である。自然的分業論、自由放任學說が自然法的世界觀に立脚するものである事は茲に説明を必要としないであらう。私有財産に關する學說は如何なる根據に立つかと見るに、個人の人格は個人自身の所有に屬する、勞働は個人の人格の所産であり、勞働の所産は従つて又勞働者に歸屬すべきものであるとの觀念に立脚すると思はれる。而して、此の世を支配する自然の秩序は個人の理性（事實上に於て知性）によつて發見し得るものであり、又、自然の秩序は個人の理性を充分に發動せしめる事によつて發見し得ると考へたる點に於て自然法的世界觀は又個人主義と結び付くものである。かくして自然法的世界觀は一方に於て私有財産學說を生むと共に、又他方に於て勞働價值說を生んだのである。正統學派の價值論に於て追求した問題の骨子は、市場に於て需要供給の作用によつて絶えず上下に動搖する市場價格ではなく、長期を通じて支配する價值の「眞實の尺度」

「自然的價值」「內的價值」である。而して正統學派に於ては之が勞働であると主張せられた。何故に勞働が價値の眞實の尺度であるかと云ふ根據に就ては、アダム・スミスは、土地の私有もなく、又資本の私有も行はれない社會に於ては勞働の所産は勞働者に歸屬すると云ふに過ぎない。しかし、かくの如く土地の私有もなく、乃至は資本の私有もないと云ふ社會は、もとより歴史上の實證によつて考へられたものではなく、一つの假想的社會、云はゞ理想型に過ぎないものである。従つて、勞働者に勞働の所産の歸屬する社會と云つても、それは現實の社會ではなく、理想の社會とも云ふべきものである。リカードに致しても、何故に價値の眞實の尺度が勞働でなければならぬかに就ては證明せず、たゞアダム・スミスが投下勞働（商品の生産に投下せられたる勞働）と支配勞働（商品をもつて市場に於て購入し得る勞働）との間に動搖したのに對して投下勞働であると云ふ解答を加へたに過ぎない。勞働が價値の眞實の尺度であると云ふ見解はかくして自然法的世界觀に立脚するものと見る事が出来る。

而して此の「自由にして平等」なる人間の生れながらにして有する權利なる觀念は、社會觀として甚しく機械的なる傾向を持つものであるが、又他方に於て自由にして平等なる人間は平等に享樂するの權利を有するとの見解とも結び付くものである。かくして幸福は各人の快樂の量をもつて計量し得るとし社會生活に於ける理想は最大多數の最大幸福を計るにあるとの見解、所謂功利主義の哲學と結合した。自然法的世界觀が功利主義哲學と結び付くことによつて正統學派の學說の中には最初より矛盾せる二つのものを持つてゐた。即ち一方に於て自然法的世界觀に立脚して自由放任學說、私有財産權を稱へることは、所得分配の不平等を惹起することになるのである。

が、他方に於て最大多數の最大幸福を主張する學説は、所得分配の平等を要求する結果になる。蓋し各人の享樂能力を同一と見、しかも社會は個人の機械的な集積であると考へる場合には、不平等なる分配に於てよりは平等なる分配に於ての方が全體の享樂が大になると考へるに到るのは當然である。従つて此の最大多數の最大幸福を求める考へ方は、自由放任論を棄てゝ寧ろ革命論乃至國家社會主義の方向に走らざるを得ざらした。

リカアドはマルサスの人口論の影響を受けて自由放任による自然の調和に多くの望をつなぐ全體として悲觀的であつた。しかも、國家の力をもつて勞働階級の狀態を改善せんと主張しなかつた。其の理由は、勞働階級の狀態を改善しても、直ちに勞働者の結婚出生を奨勵し幾何もなく賃銀が低下して、勞働者の狀態は改善せられないと云ふ賃銀の鐵則を信じたからである。云はゞ宿命論の立場をとつたのである。正統學派の學説中に包まれて居た、此の矛盾が如何に發展したかは後に述べるところであるが、或ものは自由放任主義を棄てゝ社會主義に走り、或ものは折衷論の立場に止まつた。

しかし茲に注意すべきは、個人主義に立脚する自由放任學説が旺盛を極めたとは云へ、最初の自由主義の勃興期に於ては、尙まだ中央集權國家の傳統を受けついで國家の權威が残存し、國民の間に國民的な意識が旺盛であつた事は疑ふべくもない。ロックの如き自由を高調した人も、家長權を容認し、之より類推して國家に於ける家長的な權力を容認した。自由にして平等なる人間が自由に活動して物質的な富を蓄積するもの、之をもつて個人の享樂を増進するためにと云ふ考へ方は比較的少なかつたのである。自由主義國家が、物質的な富の増大をはかるがためには、何よりも先づ個人の勤勞を刺戟奨勵しなければならぬ。之がためには封建制度の煩瑣なる束縛



中央集權國家の干渉を除いて、新興階級に自由活動の餘地を與へなければならなかつた。之がためには勞働者の勞働所産に對する所有權が主張され自由放任が叫ばれたのであるけれども、個人的消費享樂のために勤勞を獎勵すると云ふ趣旨ではなかつた。寧ろ個人が勤勞によつて獲得した富は之を消費せず、絶えず蓄積する事を獎勵した。蓄積が資本主義の發展期に於て一つの道德と考へられた事は衆知の事實である。然らば之を蓄積して如何なる用途に供するかと云ふに、然して子孫の享樂の用に供すると云ふのでもない。あくまでも蓄積して更に投資を續け、國民的資本を増殖すると云ふ事であつた。又生産概念に於ても交換價值を生むをもつて生産的とし、近代の生産概念が效用の増加をもつて生産とし、個人的、享樂的な色彩を持つてゐるのに對し寧ろ社會的である事を注意しなければならない。

此事は屢々奢侈税を課して、奢侈に對して禁遏的な制度を採つたと云ふ事にあらはれて居る。アダム・スミスの學說全體を通じて倫理的なる色彩の著しかつた事も亦注目すべきである。スミスは到る處に於て、浪費を攻撃し、節約 *frugality, saving, parsimony*, を説いて居る。即ちスミスは個人的消費は出来るだけ之を抑制して投資を増大し、もつて國民資本を増大するのが理想であると考へたやうである。此者は當時英吉利にとつて無限とも見られる海外市場の存在を考慮すれば、必ずしも不當な議論ではないであらう。其後海外市場が自由に開拓出來ない状態になるや、國內に於ける消費と投資との均衡が問題になる事は云ふまでもない。而して最早蓄積が無條件的に道德とは考へられなくなり、時として享樂を獎勵する傾向さへ生ずるに到つた。しかし、何れにしても物質的生産を増加する目的が個人的な消費を増大する事を主眼としたものでない事は明であらう。又スミスが國民的